

令和4年度 第2回横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 次第

【日時】令和5年2月8日（水）13時30分～15時30分

【場所】市庁舎18階会議室 なみき16・17

1 開会

(1) 事務局あいさつ

2 議題

(1) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について

【資料1】横浜市障害者後見的支援制度の現況について（令和4年6月末時点）

(2) 各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

【資料2】各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

3 その他

令和4年度 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 関係者名簿

検証委員

	氏名	所属	区分
1	麦倉 泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授	学識経験者
2	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	家族等
3	佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	家族等
4	徳田 暁	神奈川県弁護士会 弁護士	障害福祉に関し優れた見識を有する者
5	浮貝 明典	横浜市グループホーム連絡会 副会長	障害福祉従事者
6	八木 克賢	横浜生活あんしんセンター 事務長	障害福祉従事者
7	品川 エミリー	横浜市本牧原地域ケアプラザ 所長	障害福祉従事者
8	荒木 雅也	Y P S 横浜ピアスタッフ協会	当事者

推進法人

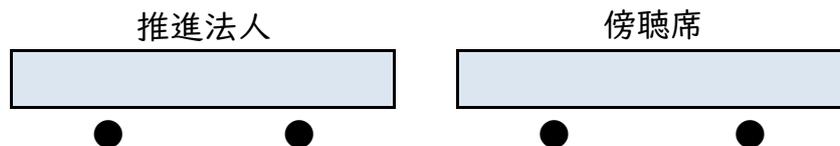
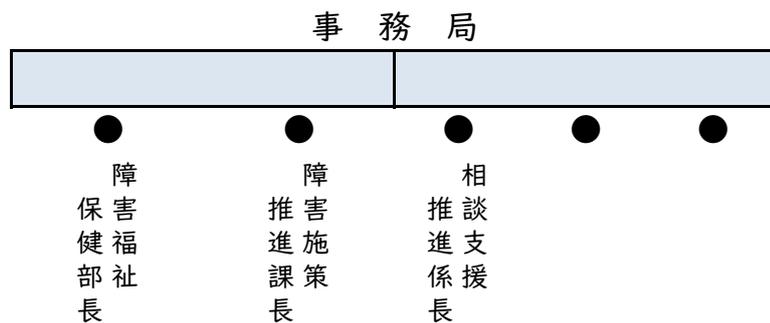
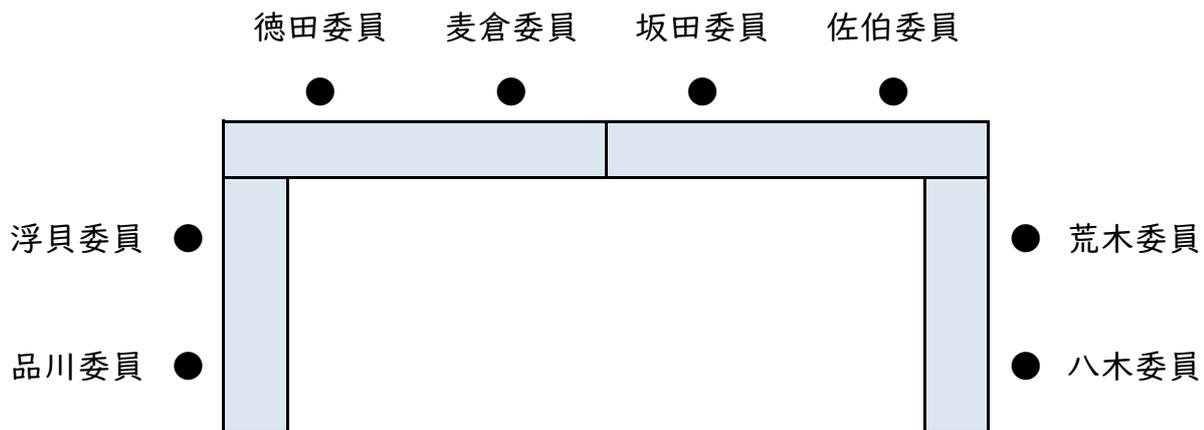
	氏名	所属
1	大貫 義幸	障害者支援センター 事務室長
2	星野 亮	障害者支援センター 後見的支援担当課長
3	市 香織	障害者支援センター (市あんしんマネジャー)
4	鈴木 美千代	障害者支援センター (市あんしんマネジャー)

事務局名簿

	氏名	所属
1	佐渡 美佐子	健康福祉局障害施策推進課長
2	渡辺 弥美	健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係長

令和4年度 第2回横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 座席表

令和5年2月8日（水）13:30～15:30
市庁舎18階会議室なみき16・17



———
出入口

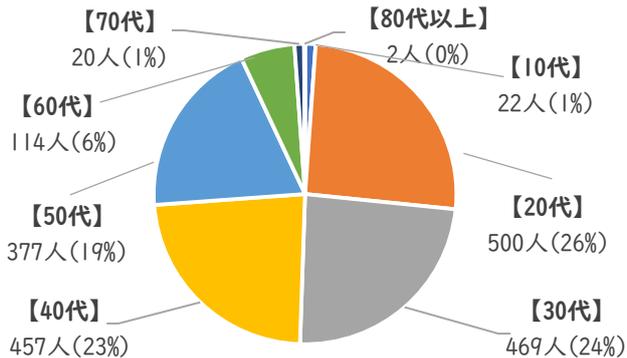
横浜市障害者後見的支援制度の現況（令和 4 年 12 月末時点）

I 利用登録者について

(1) 登録者数

18 区合計で 1,961 人 です（令和 4 年 6 月末から 28 人 増）。

(2) 年代別



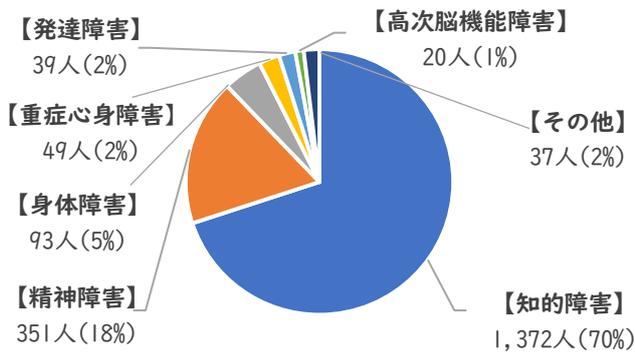
20代から40代の登録者が、全体の 73% を占めています。

令和 4 年 6 月末と比較し、10 代・70 代を除く全世代の登録者が増加しています。

【参考】令和 4 年 6 月末

10 代：22 人、20 代：497 人、30 代：457 人、40 代：455 人、50 代：369 人、60 代：112 人、70 代：20 人、80 代：1 人

(3) 障害別



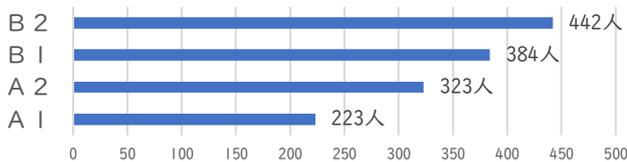
知的障害のある人が 7割 を占め、

次いで 精神障害 のある人が 2割弱 を占めます。

【参考】令和 4 年 6 月末

知的障害：1,347 人(70%)、精神障害：349 人(18%)、身体障害：95 人(5%)、重症心身障害：51 人(3%)、発達障害：39 人(2%)、高次脳機能障害：21 人(1%)、その他：31 人(1%)

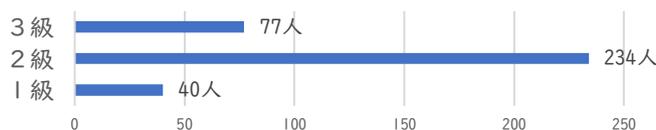
【知的障害】手帳等級別



B 2 の手帳所持者が最多、

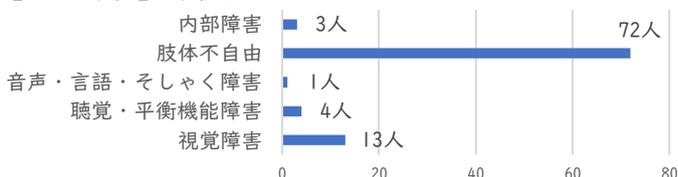
A 1 の手帳所持者が最少です。

【精神障害】手帳等級別



2 級 の手帳所持者が最多です。

【身体障害】障害種別



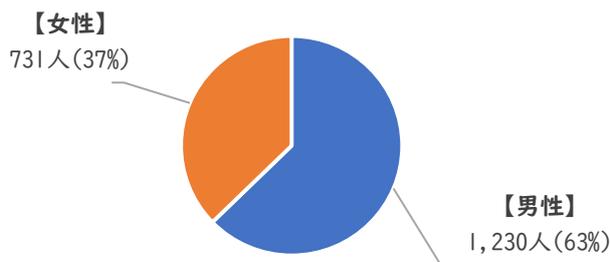
肢体不自由 の手帳所持者が最多です。

【参考】「障害別」の選択について

次の順番を基準とし、登録者ごとに1種類のみを選択。

- ① 身体障害者手帳（肢体不自由に限る）1級または2級の手帳を18歳以前に取得しており、かつ愛の手帳A1またはA2を所持している場合、「重症心身障害」を選択。
- ② 上記に該当せず、愛の手帳を所持している場合、「知的」を選択。
- ③ 上記に該当せず、精神保健福祉手帳をまたは身体障害者手帳を所持している場合、「精神」または「身体」を選択（両方の手帳を所持する場合、本人の状態像を鑑み、優先するものを選択）。
- ④ 上記に該当せず、発達障害または高次脳機能障害の診断がある場合は、「発達障害」または「高次脳機能障害」を選択。
- ⑤ 上記に該当しない場合（障害が疑われるが手帳を所持していない場合、障害の見極めが困難な場合等）は、「その他」を選択。

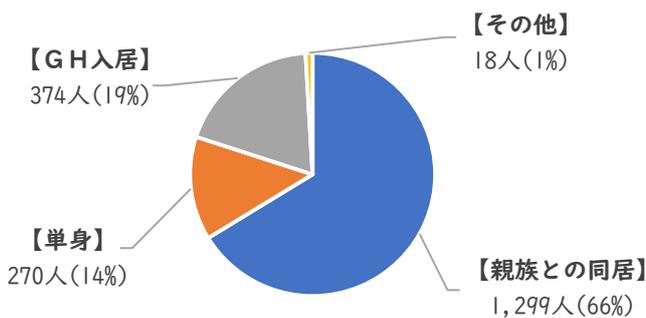
(4) 男女別



男性が6割強、女性が4割弱です。

【参考】令和3年12月末：男性1,212人（63%）
女性 721人（37%）

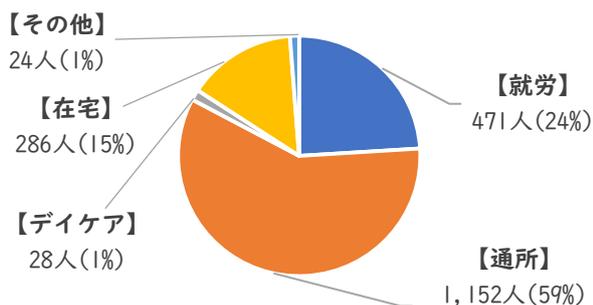
(5) 居住別



令和4年6月末と比較し、親族との同居の割合が微減し、单身・GH入居の割合が微増しています。

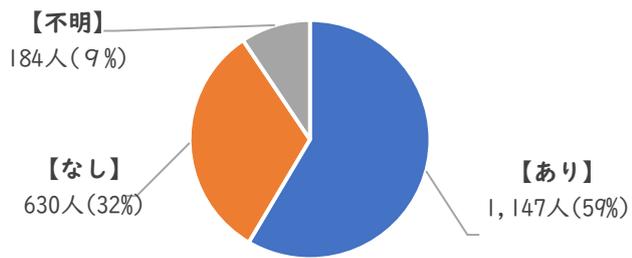
【参考】令和4年6月末
親族との同居：1,288人（69%）、单身：262人（12%）
GH入居：365人（18%）、その他：18人（1%）

(6) 日中活動先



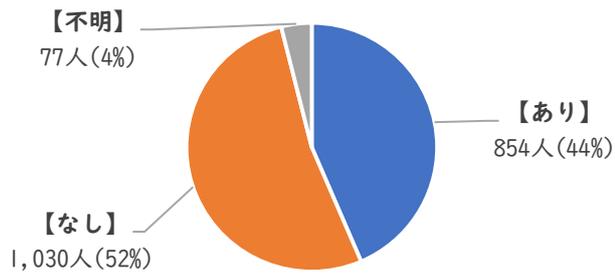
6割弱の人が通所、2.5割の人が就労です。
在宅の人も1.5割います。

(7) 障害福祉サービス利用の有無



6割弱の人が障害福祉サービスを利用しています。

(8) 計画相談利用の有無

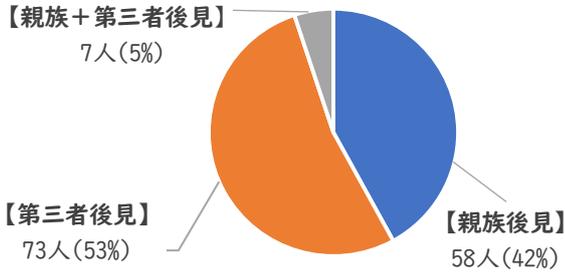


4.4割の人が計画相談支援を利用しています。

(9) 成年後見制度の利用

利用者は、18区合計で **138人** です（令和4年6月末から増減なし）。

【後見人の内訳】



成年後見制度を利用している人のうち、**5割弱**が第三者後見、**4割強**が親族後見、**0.5割**が親族後見と第三者後見を併用しています。

【年代×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
10代	-	1人	-	-
20代	3人	2人	-	1人
30代	11人	2人	1人	-
40代	25人	13人	2人	-
50代	30人	21人	3人	3人
60代	11人	5人	1人	1人
70代	1人	-	-	-
80代以上	1人	-	-	-
合計	82人	44人	7人	5人

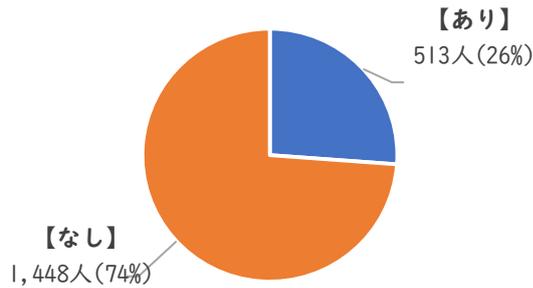
【障害種別×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
【知的】A1	21人	-	-	-
【知的】A2	28人	4人	-	1人
【知的】B1	17人	18人	1人	1人
【知的】B2	4人	9人	4人	2人
【精神】1級	-	3人	-	-
【精神】2級	1人	5人	2人	-
【精神】3級	1人	1人	-	-
身体障害	2人	1人	-	-
重症心身障害	8人	1人	-	-
発達障害	-	1人	-	-
高次脳機能障害	-	1人	-	-
その他	-	-	-	1人
合計	82人	44人	7人	5人

【用語について】

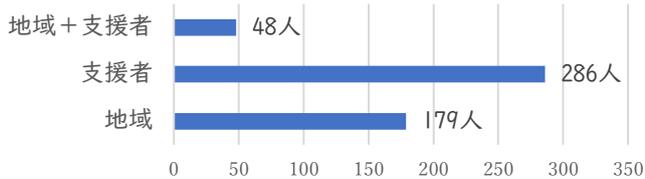
- 後見 : 判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- 保佐 : 判断能力が著しく不十分な人
- 補助 : 判断能力が不十分な人
- 任意後見制度 : あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、一人で決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを、契約で決めておく制度
- 親族後見 : 親族が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること
- 第三者後見 : 親族以外の第三者が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること

(10) キーパーの有無



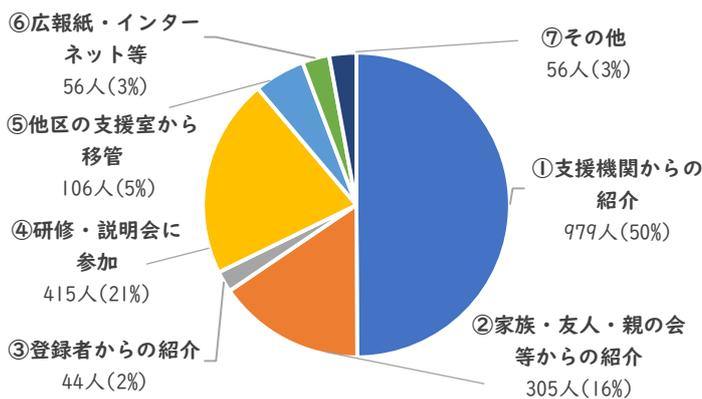
利用登録者のうち **26%**が、
キーパー「あり」です。

【キーパーの種類】



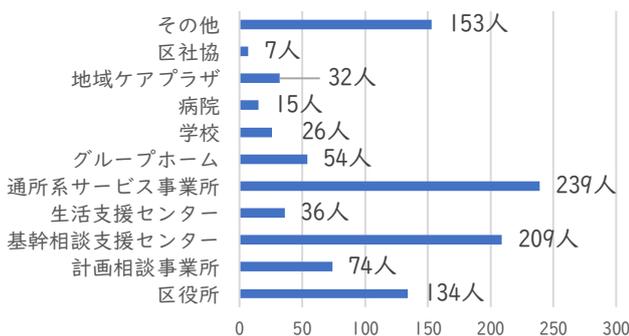
キーパー「あり」の人にマッチングされているキーパーのうち、
56%が支援者、**35%**が地域の人、
9%が支援者と地域の人の方です。

(11) 登録したきっかけ



約5割の人が、支援機関から本制度を紹介され登録に至っています。
次いで、研修・説明会に参加して登録に至った人が **2割強** となっています。

【①の場合、支援機関名】



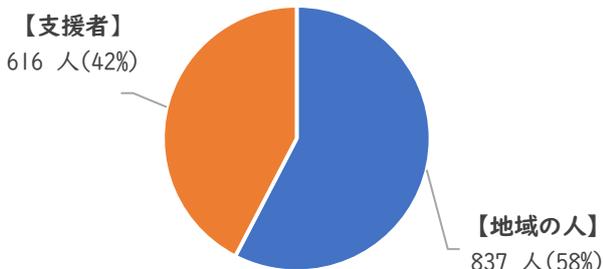
上記項目で①を選択した人のうち、
約24%が、通所系サービス事業所から本制度を紹介されています。
次いで、基幹相談支援センターから紹介された人が **約21%** となっています。

2 あんしんキーパーについて

(1) 登録者数

18区合計で **1,453人** です（令和4年6月末から **107人増**）。

(2) キーパー登録者の内訳



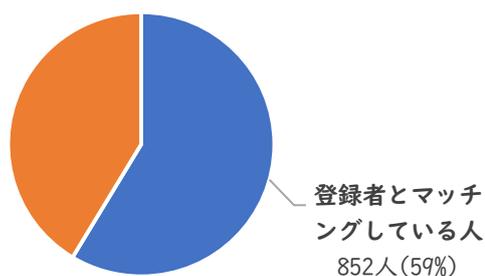
キーパー登録者のうち、地域の人が **6割弱**、支援者が **4割強** となっています。

令和4年6月末と比較し、地域の人のおもめる割合が **6%増加** しています。

【参考】令和4年6月末
地域の人：702人（52%）、支援者：642人（48%）

(3) 利用登録者とのマッチングの状況

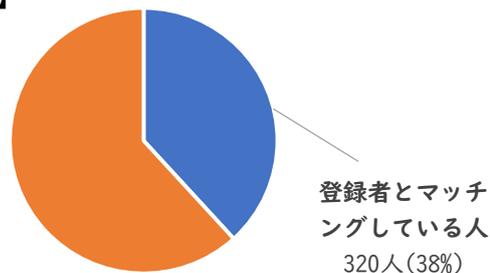
【あんしんキーパー全体】



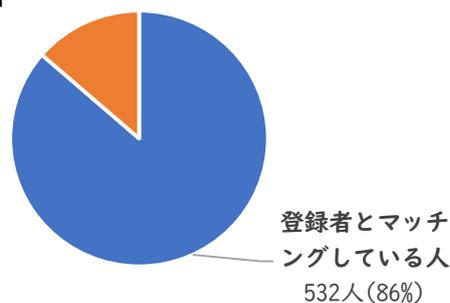
キーパー登録者全体のうち **約6割** が、利用登録者とマッチングされています。

キーパー登録者が地域の人の場合、**38%** が利用登録者とマッチングされています。一方、キーパー登録者が支援者の場合、**86%** が利用登録者とマッチングされています。

【地域の人】



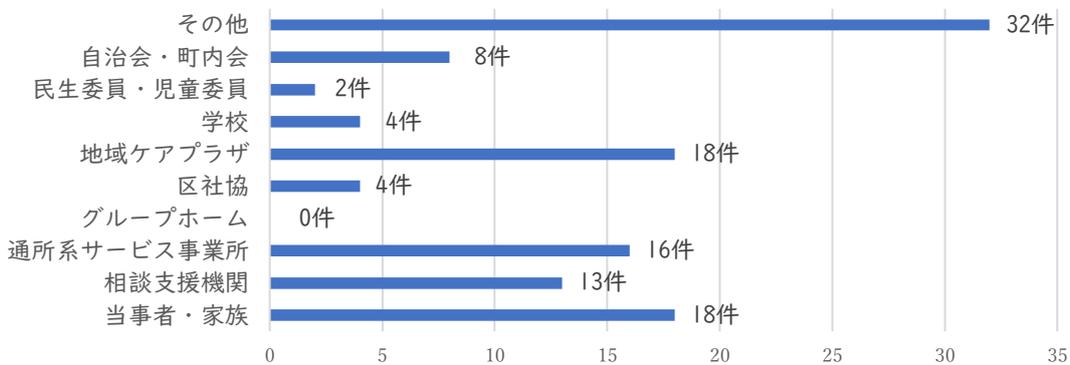
【支援者】



(4) 「キーパーのつどう会」の開催

令和4年度中に、**14区**で「キーパーのつどう会」を開催しました（本日から令和5年3月末までに開催予定の区を含む）。

(1) 広報・周知先（令和4年10～12月） ※ 18区合計



複数種別の機関に向けて広報・周知を行った場合には、主たる種別（1種類のみ）をカウントしています。

(2) 広報誌の発行

18区全てで、広報誌（またはそれに準ずるもの）を年1回以上発行しました。中には、WEB媒体（ホームページ、ブログ、メールマガジン等）を用いた発信を行った区もありました。

各区障害者後見の支援室の現場訪問に係る報告について

令和4年度下半期の、各区障害者後見の支援室の現場訪問の実施結果について報告します。併せて、報告内容に基づく検討を行います。

1 訪問先及び日時

(1) 保土ヶ谷区 (ほどがやゆめあん)

実施日： 令和4年12月21日(水) 9:15～11:30

(2) 青葉区 (青葉区障がい者後見の支援室 ほっぷ)

実施日： 令和4年12月22日(木) 9:30～12:00

(3) 港北区 (後見の支援室 さぼーと・うみ)

実施日： 令和4年12月26日(月) 13:30～16:00

2 チェックシート集計結果

別紙1～3を参照。

3 検討のポイント

(1) 感想・意見等 (各委員より)

ア 各区後見の支援室の取組に関すること

現場訪問の取組状況等を踏まえ、

【良いと感じた点】【課題と感じた点】【課題への対応方法】についてご意見を伺いたい。

- ・ あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて
- ・ 支援室全体での「チーム支援」について
- ・ 成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発について 等

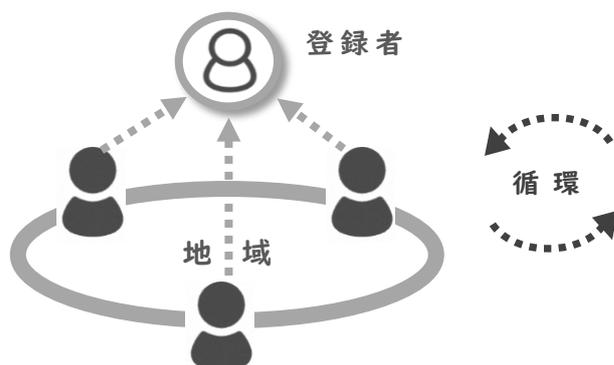
イ 今年度からの、現場訪問の実施方法に関すること

【参考】 あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて

- 基本的な視点 (業務運営指針 11 ページ)

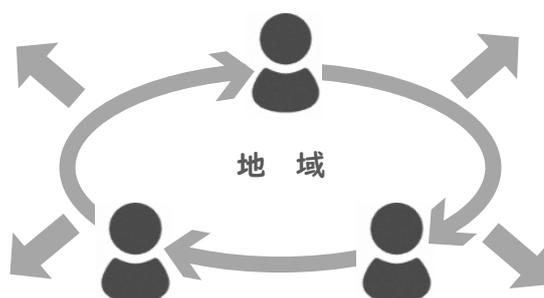
【図1】

登録者一人ひとりへの見守り体制の構築



【図2】

障害のある人を見守る、
地域のネットワークの拡充・強化



【別紙1】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計 (A区)

取組事項に関すること

(1) 身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員①	委員②
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	○	○
②定期的な訪問や面談を実施する。	◎	○
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	○	○

○ 引き続きケアプラザ、社協と連携して行ってほしい（出張説明）（委員②）。

(2) 登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員①	委員②
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	○	◎
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	○	○
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	○	○

○ 登録者に寄り添っているのをとても感じました（委員②）。

(3) 成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員①	委員②
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	○	○
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	○	◎
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	◎	○

○ とても丁寧に接していると感じました（委員②）。

(4) あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員①	委員②
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通じたあんしんサポーター等の育成を行う。	○	○

○ 外部の研修には参加しているが、サポーターに限定した研修は行っていない（委員①）。

(5) 制度の周知

具体的な取組	委員①	委員②
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	○	○
②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。	○	○
③後見の支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	○	○

○ 制度の周知（かなりされているのかもしれませんが）を区も含めて熱心に行っていると感じました。
集う会を開催するということは簡単なようで大変なので素晴らしいと思います（委員②）。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員①	委員②
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	○	○
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	○	○
③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。	○	◎

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員①	委員②
①後見的支援室内における情報共有と連携	○	○
②関係機関との連携	○	○

3 その他（全体を通じた感想、意見等）

- 担当職員がなかなか定着しない。マネジャーが孤立しやすい（委員①）。
- あんしんキーパーについて、支援者キーパー、地域キーパー、キーパーバンクについての明確な考えがまとまっていない（委員①）。
- 関係機関と連携協働するという体制がうまく作られていない、という課題は先行区であっても抱えているようであり、一支援室に限った話ではないように感じる。
利用者にとっては、居住区により利用できる支援室が限定されていることに留意すべきであり、こういった課題について、運営法人や業務にあたる職員の問題ではなく、制度の業務運営指針（ガイドライン）を基にした上で、各支援室のよい取り組みやしくみを般化させた業務の手引き（マニュアル）の作成が必要と感じる。運営法人や担う職員に依存しないしくみ作りが求められているように思う（委員①）。
- 関係機関との連携を計画的に実施しているということが素晴らしいと思いました。
ケアプラザでの周知活動、駅へチラシを貼ってもらう等、お忙しい中よく頑張っていると感心しました。引き続き周知活動頑張ってください（委員②）。

【別紙2】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計（B区）

I 取組事項に関すること

（1）身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員③	委員④
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	○	○
②定期的な訪問や面談を実施する。	○	◎
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	○	○

- 200を超える店舗が協力店舗としてキーパー登録されており、障害理解の広がりを感じました。また、個人の登録は多くありませんが、災害情報シートの作成などの機会を捉え本人の関係者を把握し、必要に応じてキーパーにつなげる取組が行われていました（委員③）。

（2）登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員③	委員④
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	○	○
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	◎	○
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	◎	○

- 訪問時の会議では、家族と一緒にあんしんノートを作成しながら、本人状況の把握、家族の意向を丁寧に汲み取り、寄り添っている様子が伺えました。また、本人自身から意思を確認すること難しい方の意思の汲みとり方についても検討されていました（委員③）。

（3）成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員③	委員④
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	○	○
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	○	○
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	○	○

- 地域ケアプラザと協働してより身近な地域での普及啓発に取り組む一方、SNSを活用した啓発が行われている。（委員③）。

（4）あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員③	委員④
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通したあんしんサポーター等の育成を行う。	○	○

- 経験年数の長い職員が多く、定例会議のほか、日常的に相互に関わりの振り返りが行われている様子が伺えました（委員③）。

(5) 制度の周知

具体的な取組	委員③	委員④
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	○	◎
②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。	◎	○
③後見的支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	○	○

- 「支援者から本人、家族等への制度の浸透」をねらい、本人に身近な**支援者・支援機関への周知**に力を入れていました。地域ケアプラザなど、**関係機関と連携した講座**の共催などにより、周知・啓発活動が行われていました。また、**SNS**を活用した周知も積極的に行われていました（委員③）。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員③	委員④
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	◎	○
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	○	○
③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。	-	○

- **協力店舗**の開拓を進めており、登録した店舗と**連携した取組**も出てきているようです。また、**講座の参加者などからキーパーとなる人を募る**取組もされていました。「集う会（に類するもの）」については今後開催予定のため未評価とします（委員③）。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員③	委員④
①後見的支援室内における情報共有と連携	○	○
②関係機関との連携	◎	○

- 意見交換の中では、サポーター同士での**情報共有**はされていると感じました。本事業単独ではなく、**意図的に各機関との接点を探りながら連携**を図っていると思います（委員③）。

3 その他（全体を通した感想、意見等）

- 家族や関係者から意向を聞きながら寄り添い続けている方のモニタリングがされていました。より丁寧に本人に関わる必要がある一方、**本人から直接意思確認することが難しい方**への本事業での意思決定支援は課題の一つだと思います（委員③）。
- 直接的な本制度の周知ではなく、**関係機関と連携した障害理解や地域づくりにかかる取組**から、本事業の理解、利用につなげている取組がされています。地域ケアプラザや自立支援協議会、事業所などと**連携した啓発活動**が改めて有効だと感じました。（委員③）。
- 区の**自立支援協議会**を中心としたネットワークが素晴らしいと思いました。協力店が増えることはキーパーが増えることですので、今後に期待します（委員④）。
- 冊子「障害のあるお客さま スムーズなおもてなし方法」の協力を区社協が入っていなかったのが残念です（委員④）。
- **登録者交流会**を是非開催していただきたいです（委員④）。

【別紙3】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計（C区）

I 取組事項に関すること

(1) 身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	-	◎
②定期的な訪問や面談を実施する。	○	○
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	○	◎

- コロナ禍で面会できなかったことがきっかけで登録終了となった事例があったのは残念だったが、難しい状況の中、できる限りの面会をするという意識を確認できたことは良かった（委員⑤）。
- 基幹相談支援センター、グループホーム、高次脳機能障害支援センターなど、必要に応じて関係各機関と緊密に連携をしている点が評価できる。一方で3年間コロナの影響で会うことができなかった登録者について、本人の意向ではあるが利用終了となってしまったことは残念である（委員⑥）。

(2) 登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	-	○
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	○	◎
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	-	○

- 事案に応じて、計画内容の見直し時期をさらに短くするなどの工夫があっても良い。
法人としての支援、支援の継続性を考えていることは良い。サポーターも変わる（委員⑤）。
- 後見の支援計画の作成において、本人の希望よりも優先して「親なき後」が前面に押し出されている事例が見られた。支援計画は本人の意思をもとに、ジェンダー、ライフステージに応じて柔軟に計画されるべき内容であり、一律に親なき後の目標設定を含めてしまうと、本人の希望と離れたものになってしまうことが懸念される（委員⑥）。

(3) 成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	△	◎
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	△	◎
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	-	◎

- 成年後見制度の必要性、必要となる場面を具体的にイメージして、登録者ごとに、個別に制度の案内に止まらない、勉強会や積極的な橋渡しをすべき（委員⑤）。
- 勉強会の開催、成年後見サポートネットへの参画など、着実に課題に取り組んでいる。本人ではなく、家族の状況が思わしくないときにどこまで後見の支援室が関わるべきかなど、難しい課題に直面している様子が見られた（委員⑥）。

(4) あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通したあんしんサポーター等の育成を行う。	○	○

- 可能な限り、担当職員、マネジャーがサポーターの面談に同席していることで、育成への配慮が見られた(委員⑤)。
- サポーターの人材育成については後見室内で行っていることが確認された(委員⑥)。

(5) 制度の周知

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	○	◎
②関係機関(障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等)に向けた制度周知を行う。	○	◎
③後見的支援室の「広報誌(またはそれに類するもの)」を作成し(年1回以上)、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	○	◎

- 広報誌を年3回発行しているなど、積極的な情報発信を行っている様子が見られる。当日は確認することができなかったが、広報誌の配布・周知の方法については、登録者および関係機関のみでなく、何らかのかたちで住民により広く届くような工夫が求められる(委員⑥)。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	◎	◎
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	-	◎
③あんしんキーパー等の集う会(またはそれに類するもの)を開催する(年1回以上)。	◎	◎

- 本人と関わりある人を把握し、積極的にキーパー打診している結果が成果となって出ていると感じた。集う会の内容を工夫して盛り上げており好評だったとのことだが、このような努力がキーパーの獲得や、制度周知につながると思う。(委員⑤)。
- あんしんキーパーの開拓・確保については、地域のさまざまな企業の事業所に積極的に働きかけており、大いに評価できる。各キーパーの関心や特技に応じて企画を行い、参加意欲が高まる工夫が見られた(委員⑥)。

2

事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①後見的支援室内における情報共有と連携	-	-
②関係機関との連携	-	-